

青森県報

第二千六百三十一号

平成十八年
五月二十四日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県財務規則の一部を改正する規則…………… (経 理 課) …… 一

告 示

結核予防法による医療機関の指定…………… (保 健 衛 生 課) …… 一

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退…………… (同) …… 二

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス…………… (高 齢 福 祉) …… 二

事業の廃止の届出…………… (保 險 課) …… 二

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定…………… (障 害 福 祉 課) …… 三

保安林の指定予定…………… (林 政 課) …… 三

右 同…………… (同) …… 三

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告…………… (県 民 生 活) …… 四

右 同…………… (文 化 課) …… 四

土地改良区の定款変更の認可…………… (農 村 整 備 課) …… 四

右 同…………… (同) …… 五

建設業者の許可の取消し…………… (三 八 地 域) …… 五

右 同…………… (県 民 局) …… 五

右 同…………… (十 和 田 県 土) …… 五

右 同…………… (整 備 事 務 所) …… 五

右 同…………… (同) …… 六

右 同…………… (同) …… 六

規 則

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第七十条第二項ただし書中「ただし、」の下に「さらび医療療育センターに係る青森県医療療育センター条例(平成十四年三月青森県条例第一号)別表の規定による使用料並びに」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百四十四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百四十二号)第二条の五第一項の規定により告示する。

平成十八年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	すこやか薬局 あけぼの薬局妙見店	所 在 地	青森市篠田一丁目一〇の三 青森市問屋町一丁目一八の四七	指定年月日	平成一六・五・七 "
-----	---------------------	-------	--------------------------------	-------	---------------

青森県告示第四百四十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十八年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	国道薬局	所 在 地	青森市堤町二丁目二二の七	指定年月日	平成一六・三・三
-----	------	-------	--------------	-------	----------

青森県告示第四百四十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成十八年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	財団法人鷹揚郷	主たる事務所の所在地又は住所	弘前市大字小沢字山崎九〇	居宅サービスの種類	訪問介護	居宅サービス事業を行う事業所	財団法人鷹揚郷青森訪問介護事業所	所在地	青森市大字石江字岡部の五二〇	廃止年月日	平成一六・三・三
--------	---------	----------------	--------------	-----------	------	----------------	------------------	-----	----------------	-------	----------

和医療法人浩会	八戸市立長生園デイサービスセンター	六医療法人南	六医療法人南	六医療法人南	隆医療法人千	社会福祉法人延寿福祉会	えびさわクリニクス	中村謙弥	中村謙弥	工藤興寿	中部上北広域事業組合
弘前市大字一丁目早稲田	八戸市内丸一丁目一	八戸市小中野二丁目四の五	八戸市小中野二丁目四の五	八戸市小中野二丁目四の五	八戸市柏崎六丁目二九の六	上北郡六ヶ所大字泊川一三九五	上北郡野辺地九の九	五所川原市字錦町一の一三	五所川原市字錦町一の一三	五所川原市旭町二〇の六	上北郡七戸町の八
居宅療養管理指導	通所介護	居宅療養管理指導	訪問介護センター	訪問看護	訪問看護	訪問介護	訪問介護センター	居宅療養管理指導	訪問介護	居宅療養管理指導	訪問入浴
石井外科医院	八戸市立長生園デイサービスセンター	ろくごう整形外科クリニック	ろくごう整形外科クリニック	ろくごう整形外科クリニック	岸原病院	ヘルパーステーション	えびさわクリニクス	中村内科医院	中村内科医院	浩和病院	松風荘訪問入浴介護事業所
弘前市大字一丁目早稲田	八戸市是川字狹森三三	八戸市小中野一丁目四の五二	八戸市小中野一丁目四の五二	八戸市小中野一丁目四の五二	八戸市柏崎六丁目二九の六	上北郡六ヶ所大字泊川一三九五	上北郡野辺地六九の一	五所川原市字錦町一の一三四	五所川原市字錦町一の一三四	五所川原市一三〇の一	上北郡七戸町の八
"	一六・三・三	"	"	一六・三・三	一六・三・三〇	一六・三・三	一六・四・六	"	一六・四・三	一六・四・二〇	"

青森県告示第四百四十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成十八年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
沖館薬局花園店	青森市花園一丁目一八の七	平成一八・四・一
おかじま調剤薬局はまなす店	青森市はまなす二丁目一七の二六	"
造道調剤薬局	青森市岡造道二丁目二の二一	"
中央薬品株式会社中央調剤薬局緑支店	青森市緑一丁目一九の一九	"
中央薬品株式会社中央調剤薬局松原支店	青森市松原三丁目九の二四	"
カナリア薬局	青森市金沢四丁目一六の二八	"
みつばち薬局	青森市浪館前田三丁目二二の九	"
調剤薬局ツルハドラッグ黒石店	黒石市錦町八の六	"
五所川原調剤薬局	五所川原市字鎌谷町一四〇	"
緑の森薬局松島	五所川原市松島町二丁目八九の二一	"
有限会社ケンコー薬局	五所川原市字上平井町八三	"
スーパードラッグアサヒエルム店	五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一	"
有限会社サワカミ薬局北店	十和田市大字三本木字千歳森一三七の五	"
あい薬局東三番町	十和田市東三番町九の七〇	"
天馬調剤薬局	むつ市中央二丁目五の五	"
ワカバ調剤薬局木造店	つがる市大字木造字末広四五の二五	"
上磯調剤薬局	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田五六の三	"
どんぐり薬局	上北郡七戸町字道ノ上一七の二	"

青森県告示第四百四十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十八年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡南部町大字小向字鱒沢二二二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第四百四十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十八年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

上北郡東北町字太田平二九の六、四一の五六、四一の三八〇、四一の四五九

- 二 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び東北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十八年五月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人デザイン印刷 C F L O W E R
- 三 代表者の氏名
佐藤 涼
- 四 主たる事務所の所在地
青森市大字新城字平岡一六〇の八七一
- 五 定款に記載された目的

本会は、障害を持った人たちが、自立した生活を営んでいくために必要な事業を行うことにより、福祉の推進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十八年五月十五日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人わいわいネット
 - 三 代表者の氏名
谷川 幸子
 - 四 主たる事務所の所在地
青森市大字新城字山田六七一の四九
 - 五 定款に記載された目的
この法人は、重度の障がいを持つ人たちが地域の中で心豊かに暮らしていくために、彼らの活動や生活を支援し、誰もが住みよい社会を目指すことを目的とする。
- 土地改良区の定款変更の認可
- 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区の定款の変更を平成十八年五月十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。
- 平成十八年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、姉沼土地改良区の定款の変更を平成十八年五月十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十八年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 村田興業株式会社
 - 二 代表者の氏名 村田 隆明
 - 三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野三丁目一の一
 - 四 許可番号 青森県知事許可（特 一四）第一三四六号
 - 五 取消年月日 平成十八年五月十二日
 - 六 取消しに係る建設業の許可 鋼構造物、しゅんせつ、造園、水道施設工事業に係る特定建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実 平成十八年四月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
- 建設業者の許可の取消し
- 建設業法（昭和二十四年法律第九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 平成十八年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社桜井組
- 二 代表者の氏名 本間 勉
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字ほとけ沢三二の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一三）第八三〇〇号
- 五 取消年月日 平成十八年四月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築、大工、左官、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、板金、ガラス、防水、内装仕上、熱絶縁、建具工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十八年四月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社大栄産業
- 二 代表者の氏名 大嶋 長一
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字膳前七〇の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第五〇〇一四号
- 五 取消年月日 平成十八年五月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 塗装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十八年四月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 行建設株式会社

二 代表者の氏名 小川 真悟

三 主たる営業所の所在地 十和田市西十三番町三四の一

四 許可番号 青森県知事許可（特 一三）第四二四二号

五 取消年月日 平成十八年五月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年四月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社古館工業

二 代表者の氏名 古館 文男

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字相坂字小林一四九の八

四 許可番号 青森県知事許可（特 一六）第七〇八号

五 取消年月日 平成十八年五月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭